

別表 3

【建築物エネルギー消費性能判定業務審査手数料】

■新規物件に係る判定業務 (弊社の確認物件の場合) (単位:円 消費税含む)

区分 延べ床面積	モデル建築物法による		標準入力法による	
	工場・倉庫	左記以外		
1,000 m <sup>2</sup> 未満	60,000	100,000	別途見積もりに よる	
1,000 m <sup>2</sup> ~2,000 m <sup>2</sup> 未満	80,000	160,000		
2,000 m <sup>2</sup> ~ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	150,000	240,000		
5,000 m <sup>2</sup> ~10,000 m <sup>2</sup> 未満	180,000	270,000		
計 画 変 更	1,000 m <sup>2</sup> 未満	40,000	80,000	別途見積もりに よる
	1,000 m <sup>2</sup> ~2,000 m <sup>2</sup> 未満	60,000	120,000	
	2,000 m <sup>2</sup> ~ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	110,000	180,000	
	5,000 m <sup>2</sup> ~10,000 m <sup>2</sup> 未満	130,000	200,000	
軽 微 変 更	1,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000	40,000	別途見積もりに よる
	1,000 m <sup>2</sup> ~2,000 m <sup>2</sup> 未満	40,000	80,000	
	2,000 m <sup>2</sup> ~ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	70,000	120,000	
	5,000 m <sup>2</sup> ~10,000 m <sup>2</sup> 未満	90,000	130,000	

☆ + ☆ + ☆ + ☆ + ☆ + ☆ + ☆ + ☆ + ☆

- 他機関の物件について上記の1.5倍とします。
- 面積は原則として建築基準法の床面積としますが、用途、内容により低減します。
- 複数棟ある場合は1棟毎の金額とします。
- 変更内容が軽微で審査が不要な場合は事務手数料として10,000とします。
- 増築で既存部分も含めて検討する必要がある場合、複合建物の場合、特殊な設備による計算等、相談の上別途見積と致します。